

浦安市汚水ポンプ場（4箇所）維持管理業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和3年4月2日

浦安市 都市整備部 下水道課

1 趣 旨

この要項は、浦安市汚水ポンプ場（4箇所）維持管理業務委託（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件 名

浦安市汚水ポンプ場（4箇所）維持管理業務委託

(2) 業務範囲

維持管理をする汚水ポンプ場は下記のとおりとする。

- ① 高洲ポンプ場
- ② 舞浜ポンプ場
- ③ マンホールポンプ（海楽）
- ④ マンホールポンプ（鉄鋼通り）

(3) 業務内容

浦安市内の汚水ポンプ場（4箇所）の維持管理業務を実施する。

詳細は、「浦安市汚水ポンプ場（4箇所）維持管理業務委託に係る提案依頼書」のとおりとする。

(4) 履行期限

令和3年7月1日～令和6年6月30日までとする。（3ヶ年）

※履行準備期間確保のため、市と事業者で協議の上、履行期間より前の日付（令和3年5月下旬頃）での契約締結を予定し、6月を準備期間とする。

※本業務に関わる契約締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を予定している。このため、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は、解除することがある。

(5) 契約方法

一般契約（公募型プロポーザル方式による随意契約）

(6) 経費上限額

（令和3年7月1日～令和4年3月31日まで）

31,680,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

（令和4年4月1日～令和5年3月31日まで）

42,240,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）

42,240,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

（令和6年4月1日～令和6年6月30日まで）

10,560,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

3 担当課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市 都市整備部 下水道課 管理係 TEL : 047-712-6503 FAX : 047-352-7996

Email : gesui@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 募集要項の公表 | 令和3年4月2日(金) |
| 質問の締め切り | 令和3年4月14日(水)午後5時 |
| 質問への回答 | 令和3年4月20日(火) |
| 参加申込み及び企画提案書の提出期限 | 令和3年4月15日(木)から 令和3年4月22日(木)午後5時まで |
| 第一次審査結果の通知 | 令和3年4月30日(金)予定 |
| 第二次審査(ヒアリング) | 令和3年5月7日(金)予定 |
| 第二次審査結果の公表 | 令和3年5月下旬 |
| 契約協議・契約の締結 | 令和3年5月下旬 |
| 準備期間(引継ぎ等) | 契約締結日～令和3年6月30日(水) |

5 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公募し募集を行う。

募集期間は、令和3年4月15日(木)から令和3年4月22日(木)午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問しようとする者は、質問書(応募様式集 様式1)に必要事項を記入し、担当課にEメールにて提出する。なお、質問書を提出後、担当課に電話にて受信確認を行うものとする。
- ・質問書の受付期間は、令和3年4月5日(月)～4月14日(水)午後5時までとする。
- ・質問に関する回答は、浦安市ホームページにて公表する。

(3) 現地見学会

- ①日時 令和3年4月12日(月)午後1時半から ※事業者毎に個別対応
- ②集合場所 高洲ポンプ場 浦安市高洲6-1-14(他のポンプ施設は希望により案内)
- ③現地見学会は、当日限りとし1事業者3名までとする。なお、対象施設の現地確認を希望する者は、令和3年4月7日(水)午後5時までに担当課にEメールにて申し出ください。

(4) 参加申込書及び企画提案書の受付

応募者は、次の通り応募書類を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、

応募様式集に従うものとする。

- ①受付時間 令和3年4月15日(木)～4月22日(木)午後5時まで
※土・日を除く
- ②受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)
- ③提出先 浦安市 都市整備部 下水道課(浦安市役所6階)
- ④提出方法 浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、提出先に直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑤提出書類 別表1のとおりとする。
- ⑥提出部数 7部(原本1部 副本6部)
※副本については、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴまたはその他応募者の類推可能な情報は表示しないこと。

(5) ヒアリングの実施

- ①日時
令和3年5月7日(金)予定。なお、時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。
- ②出席者
責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め4名以内とする。
- ③ヒアリング内容
企画提案書の内容に関する説明20分以内(プロジェクターの使用可)及び質疑応答15分程度の35分程度を予定する。なお、説明は先に提出した企画提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、企画提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は、主担当者が主として行うこと。

(6) その他

- ①市は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに選定理由を公表することができる。
- ②提出期限以後の参加表明書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ③応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。また、受託者決定後、受託者以外の応募書類は返却する。ただし、了承があれば、市において破棄する。
- ④参加表明書や企画提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- ⑤受託者が決定後、浦安市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、受託者から提出された応募書類は、個人情報を除き公開する。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当していない者であること。

- ② 浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 応募書類の提出日から第一次審査日まで、浦安市一般競争入札参加停止及び指名競争停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は、再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合は、この限りではない。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 過去 10 年以内に下水道処理施設、汚水ポンプ場等施設の管理業務の実績を有すること。
- ⑦ 配置される担当者は、下水道法第 22 条第 2 項の規定に基づき、下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有した次に掲げる条件を満たす者を総括責任者および副総括責任者として履行場所に配置すること。なお、異動を生じる場合は、書面にて報告すること。

ア 総括責任者

下水道の維持管理の実務に 8 年以上従事した経験を有する者で、現場の最高責任者として、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務目的、内容を十分理解し、業務場所に常駐しながら、従事者を指揮、監督するとともに、監督職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行、技術の向上及び事故の防止に努める等、総括の職務にあたり、優れた管理能力があり選任できる者。

イ 副総括責任者

下水道の維持管理の実務に 5 年以上従事した経験を有する者で、総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確に判断ができる者。

ウ 技術者

基礎的な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。

- ⑧ ⑦の従事者のいずれかが、次の技術者資格を有する者であること。
 - ア. 下水道第 3 種技術検定
 - イ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ウ. 電気工事士（第一種）
 - エ. 危険物取扱者（乙種第 4 種）
 - オ. 防火管理者
 - カ. クレーン運転技能講習修了者（小型移動式）
 - キ. 玉掛技能講習修了者
 - ク. その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

7 提案の審査

(1) 選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は次の5名で構成する。

| | |
|------|--------------|
| 委員長 | 都市整備部長 |
| 副委員長 | 都市整備部次長 |
| 委員 | 都市整備部下水道課長 |
| 委員 | 都市整備部下水道課長補佐 |
| 委員 | 環境部環境保全課長 |

(2) 第一次審査（書類審査）

選定委員会は、提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者（5社）を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表2「第一次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5社を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5社未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(3) 第二次審査（非価格要素点及び価格点）

選定委員会は、提出された企画提案書、ヒアリング内容等について別表3「第二次審査の評価基準」に基づき非価格要素点の評価に加え、見積書（応募様式集 様式5）による価格点の評価を行い（総合評価）最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者（優先交渉権者）として選定する。ただし、最高点を確保した応募者が複数あった場合は、技術提案の点数が最も高い応募者を受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・第一次審査の結果については、応募者に書面及びEメールで通知する
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者に書面及びEメールで通知するとともに業者の受託予定者（優先交渉者）を浦安市ホームページで公表する。
- ・審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 契約協議及び契約

- ・市は、第二次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先交渉権者）と業務内容及び契約金等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。
- ・前項において協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

別表1

| 提出書類 | 様式 | 部数 |
|-------|-----|------|
| 参加申込書 | 様式2 | 正本1部 |

| | | |
|-------------|------------|---------------------------------|
| 法人登記簿謄本 | | 1部(提出日前3か月以内に発行されたものに限る。) |
| 財務諸表 | | 1部(直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書の写し(決算書)) |
| 納税証明書 | | 1部 ※1 |
| 企画提案書 | 様式3 | 正本1部、副本6部 ※2 |
| 会社概要・実績 | 様式4-1, 4-2 | 各1部 |
| 見積書 | 様式5-1, 5-2 | 各1部 ※3 |
| 応募書類チェックシート | 様式6 | 1部 |

※1 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税のものをいう。

※2 企画提案書は次の2項目について記載した企画提案書とする。

①汚水ポンプ場の維持管理体制

汚水ポンプ場の維持管理にあたっての業務能力や管理体制、緊急時の対応を踏まえて提出してください。(委託体制組織図を組み込み基本的な取り組み姿勢及び方針を含めて記載する)

②創造提案

本件を受託した場合、本件業務をより有効にするための創造的な業務を提案する。

※3 様式5-1は初年度年間(令和3年7月1日から令和4年3月31日まで)について、様式5-2は契約期間(令和3年7月1日から令和6年6月30日まで)についての見積書をそれぞれ提出すること。

※4 正本には、会社名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。副本には、会社名、代表者役職、代表者氏名、代表者印、ロゴまたは、その他応募者の類推可能な情報は、表示しないこと。

別表 2

第一次審査の評価基準

| 評価項目 | 判断基準 | 配点 |
|--------|--|----|
| 応募者の実績 | 過去10年以内に下水道処理施設、汚水ポンプ場等施設の維持管理業務の実績を有すること。 | 20 |
| 取り組み姿勢 | 応募者の取組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。 | 20 |
| 会社概要 | 会社概要及び信頼性の評価 | 10 |
| 合計 | | 50 |

別表 3

○総合評価の方法

第二次審査対象者について「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し総合評価点が最も高いものを受託予定者（優先交渉権者）として選定する。

| |
|------------------|
| 総合評価点＝非価格要素点＋価格点 |
|------------------|

総合評価点は、100点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は95：5とする。

1 第二次審査の評価基準（非価格要素点）

| | 評価項目 | 判断基準 | 配点 |
|----------|-------------|--|----|
| 技術力と実施体制 | 取り組み姿勢 | 企画提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取り組み意欲が強く感じられるかどうかについて次の3段階で評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 評価できない (1点) | 10 |
| | コミュニケーション能力 | 質問に対する応答が明快で、かつ迅速かどうかについて次の5段階で評価する。 A. 極めて高い (10点) B. 高い (8点) C. 中位 (5点) D. やや低い (3点) E. 低い (1点) | 10 |
| | 施設管理実績 | 汚水ポンプ場施設管理実績について5段階で評価する。 A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (10点) C. 中位 (8点) D. あまり評価できない (5点) E. 実績なし (0点) | 15 |
| | 実施体制 | 業務を受託するにあたっての実施体制について次の5段階で評価する。(組織体制や連絡体制、安全に対する教育、担当者の経歴等) A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (10点) C. 中位 (8点) D. あまり評価できない (5点) E. 評価できない (0点) | 15 |

| | | | |
|------------------|--------------------|--|----|
| 技 術 提 案 | 汚水ポンプ場の維持 管理の実施 | 施設維持管理を実施するための方法や工夫等を次の5段階から評価する。 A. 極めて評価できる (15点) B. 評価できる (10点) C. 中位 (8点) D. あまり評価できない (5点) E. 評価できない (1点) | 15 |
| | 提案創造業務について | 提案創造業務の独創性と効果等について次の5段階で評価する。(地震・津波・台風等自然災害の対応) A. 極めて評価できる (20点) B. 評価できる (16点) C. 中位 (10点) D. あまり評価できない (6点) E. 評価できない (2点) | 20 |
| | 地域性 | 施設維持管理をするにあたって、本市の地域性に対する理解や熟知度、地元への貢献を5段階で評価する。 A. 極めて評価できる (10点) B. 評価できる (8点) C. 中位 (5点) D. あまり評価できない (3点) E. 地域性なし (0点) | 10 |
| | 合 計 | | 95 |

2 第二次審査の評価基準（価格点）

以下のとおり価格点を算出する。

点数は、小数第3位を四捨五入した値とする。

価格点＝全二次審査対象者の中の最低価格÷各第二次審査対象者の提案価格×配点（5点）

《例》A・B・Cの3社がそれぞれ、A社31,104,000円、B社30,000,000円、C社28,000,000円を提案した場合。

A社＝28,000,000円÷31,104,000円×5点＝4.501…≒4.50点

B社＝28,000,000円÷30,000,000円×5点＝4.667…≒4.67点

C社＝28,000,000円÷28,000,000円×5点＝5点

浦安市汚水ポンプ場(4箇所)維持管理業務委託に係る提案依頼書

1. 目的

汚水ポンプ場に専任の係員を巡回させて、電気機器、機械等諸設備を円滑に運転するための保守管理及び関係法令を遵守し、汚水ポンプ場としての機能を維持する管理業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより以下の課題の解決を図るものです。

2. 課題

- (1)維持管理業務に係る緊急発生時・自然災害時の対応の強化
- (2)維持管理業務に係る適正な人員配置
- (3)維持管理業務に従事する受託者の信頼性の向上
- (4)維持管理業務に係る電気機器及び機械設備の効率的な修繕計画の助言

3. 作業内容

- (1)日常点検（各種機器類設備の稼働状況における点検報告）
- (2)定期点検（「定期点検表」に基づく点検報告）
- (3)記録（ポンプ場運転に係る電気、水道等の使用量及び仕事量等における日常データの管理報告）

4. 履行場所

- (1)舞浜ポンプ場（舞浜 2-39-1）
- (2)高洲ポンプ場（高洲 6-1-14）
- (3)海楽マンホールポンプ（海楽 2-22 地先）
- (4)鉄鋼通りマンホールポンプ（鉄鋼通り 2-2 地先）

5. 業務に求める要件

- (1)施設の故障、事故等が生じた場合の対応強化に努める。
- (2)適正な人員配置に努める。
- (3)ポンプ場の維持管理に関する経験と知識を有する技術者による運営に努める。
- (4)安全管理に注意を払い事故等の防止に努める。
- (5)汚水ポンプ場の運転、維持管理について関係法規を遵守し事故等の防止に努める。
- (6)緊急、非常事態時における連絡網、作業マニュアル、点検マニュアル等を作成し、緊急時や職員の配置異動、休暇等の対応に努める。

- (7)各ポンプ場施設の自然損耗について取替え補修等の必要性を判断し、浦安市下水道課に連絡を行う。
- (8)各ポンプ場から排出される廃棄物の排出量の削減に努める。
- (9)ポンプ場の消防用設備の点検について、総務省令の遵守に努める。
- (10)点検・補修時における機械の運転は必要最小限とし、電気使用量・油脂類・水道使用量等の削減に努める。
- (11)施設に付随するガス給湯料、NHK 受信料は必要に応じ自社負担とする。

6. 人員の資格

業務を円滑に遂行するため配置する人員については、以下の技術者資格を有する者を各 1 名以上配置しなければならない。

- (1) 下水道第 3 種技術検定
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 電気工事士（第一種）
- (4) 危険物取扱者（乙種第 4 種）
- (5) 防火管理者
- (6) クレーン運転技能講習修了者（小型移動式）
- (7) 玉掛技能講習修了者
- (8) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

7. 作業体制

高洲ポンプ場を拠点とし、年間昼夜問わず各施設に、平常時及び大雨・台風・地震・津波・高潮等の自然災害や火災・爆発・漏油の事故等の緊急事態に備えて、各施設のすべてに適正な人員を配置し、迅速かつ的確に業務を遂行すること。

また、仕様書の第 3 条の業務を円滑かつ確実に遂行するための人員を確保すること。

8. 費用見積り

- (1)業務に係る経常経費
 - (2)長期継続契約のため、契約額は毎年度一定になる。ただし、見直しや解除を留保するものとする。
- ※様式 5 - 1 で初年度年間(令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)の見積書を、様式 5 - 2 で契約期間(令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで)の見積書をそれぞれ作成すること。

9. 参加申込書、提案書等の構成

- (1)参加申込書（様式 2）
- (2)法人登記簿謄本
- (3)財務諸表

- (4) 納税証明書
- (5) 企画提案書（様式3）
- (6) 会社実績・概要（様式4－1、4－2）
- (7) 見積書（様式5－1、5－2）
- (8) 応募書類チェックシート（様式6）